

海区選挙長告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定により、平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるためのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成28年7月25日

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 相原文夫

- 1 場所 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県選挙管理委員会事務室
- 2 日時 平成28年8月1日 午前10時